名　称　東京臨港道路トンネル工事区域北D立標
位置
所在地　京浜港東京区（十号地信号所の東南東方約二九〇メートル）
北　緯　三五―三六―四七
東　経　一三九―四七―四九
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色柱形
高　さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル
設置年月日　平成三十年五月十日
記　事　一　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
二　東亜・鹿島・若築特定建設工事共同企業体管理

名　称　亘理沖波高観測灯標
位置
所在地　鵜ノ尾埼灯台（福島県相馬市）の北北西方約一九キロメートル
北　緯　三七―五九―三七
東　経　一四〇―五六―三四
廃止年月日　平成三十年五月十五日

名　称　亘理沖浮標
位置
所在地　鵜ノ尾埼灯台（福島県相馬市）の北北西方約一九キロメートル
北　緯　三七―五九―三七
東　経　一四〇―五六―三三
塗色及び構造　黄色　やぐら形
設置年月日　平成三十年五月十六日
記　事　一　この浮標の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。
二　東北地方整備局仙台河川国道事務所管理

○海上保安庁告示第四十七号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成三十年六月十九日

海上保安庁長官　中島　敏

名　称　東京臨港道路トンネル工事区域E立標
位置
所在地　京浜港東京区（十号地信号所の南東方約七八〇メートル）
北　緯　三五―三六―三二
東　経　一三九―四七―五七

変更した事項　名　称　東京臨港道路トンネル工事区域南B立標
位置
所在地　京浜港東京区（十号地信号所の南南東方約四七〇メートル）
北　緯　三五―三六―三八
東　経　一三九―四七―四五
変更年月日　平成三十年五月八日

名　称　東京臨港道路トンネル工事区域F立標
位置
所在地　京浜港東京区（十号地信号所の南南東方約八〇〇メートル）
北　緯　三五―三六―二九
東　経　一三九―四七―五一
変更した事項　名　称　東京臨港道路トンネル工事区域南A立標
位置
所在地　京浜港東京区（十号地信号所の南方約五〇〇メートル）
北　緯　三五―三六―三七
東　経　一三九―四七―四三
変更年月日　平成三十年五月八日

名　称　東京臨港道路トンネル工事区域G立標
位置
所在地　京浜港東京区（十号地信号所の南東方約七七〇メートル）
北　緯　三五―三六―三四
東　経　一三九―四八―〇〇
変更した事項　名　称　東京臨港道路トンネル工事区域南C立標
位置
所在地　京浜港東京区（十号地信号所の南東方約四六〇メートル）
北　緯　三五―三六―四二
東　経　一三九―四七―五三
変更年月日　平成三十年五月八日

名　称　ふくしま新風洋上風力発電施設灯
位置
所在地　小良ケ浜灯台（福島県富岡町）の東南東方約二一キロメートル
北　緯　三七―一七―四一
東　経　一四一―一五―四四
変更した事項　高　さ　水面上から灯火まで三〇メートル
変更年月日　平成三十年五月十一日
記　事　一時変更

名　称　沢尾曽灯浮標
位置
所在地　三見港西防波堤灯台（山口県萩市）の西南西方約四・一キロメートル
北　緯　三四―二四―二六
東　経　一三一―一六―五九
灯　質　群急せん白光　毎一〇秒に三急せん光
光　度　実効光度四〇カンデラ
変更年月日　平成三十年五月三十日

○東北地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十九日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十八号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　一〇・〇〇～一七・三九　メートル
後　一六・三六～六〇・五八　キロメートル　〇・六五二
〇・六五五

仙台市青葉区作並字湯ノ原二八番一から同市青葉区作並字元木二〇番一まで

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十四号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川神流川について、昭和四十一年十二月二十八日付けで告示された建設省告示第四千二百二十五号を次のように改める。

平成三十年六月十九日

関東地方整備局長　泊　宏

関係図面のうち、第三百三十四号図及び第三百三十五号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和二十七年七月四日付け群馬県告示第二百九十二号に係る土地の区域のうち、次の図面の黄色で着色された部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○関東地方整備局告示第百九十五号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川神流川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十四条第一項の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月十九日

関東地方整備局長　泊　宏

次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）